

京都市老人医療費支給条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成26年7月31日

京都市長 門川 大作

京都市規則第20号

京都市老人医療費支給条例施行規則の一部を改正する規則

京都市老人医療費支給条例施行規則の一部を次のように改正する。

附則第4項中「平成25年8月1日」を「平成26年8月1日」に、「平成26年3月31日」を「平成27年3月31日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(保健福祉局生活福祉部地域福祉課)